

町営住宅入居者募集

住宅名	建設年度	構造規模	戸数	家賃月額	備考
前原B棟	S58	和室6帖・和室6帖・洋室4.5帖・DK	1	12,500円 ～ 24,600円	3DK
二葉A棟	H15	和室6帖・洋室6帖・洋室4.5帖・DK	2	21,000円 ～ 41,200円	3DK
二葉C棟	H16	和室6帖・洋室6帖・洋室4.5帖・DK	2	20,200円 ～ 39,700円	3DK

※二葉住宅は、汚水処理料2,620円が加算されます。
 ※駐車場を利用する方は、別途2,600円が加算されます。
 ※家賃については、所得額により変わります。

受付期限 7月15日(火)まで
 受付場所 大洗町役場 都市建設課

入居資格

- ①町内に勤務場所がある方
- ②県内に住所を有する方
- ③町に本籍を有する方
- ④町に親族(血族、姻族三親等内)が住所を有している方
- ⑤町に以前住所を有していた方
- ⑥現在住宅に困っている方
- ⑦世帯の収入の合計が基準内であること
- ⑧同居人又は同居しようとする親族があること
- ⑨本人及び同居人、もしくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと
- ⑩県税・市町村税を完納していること

入居時期 平成26年9月中旬予定

選考方法 書類審査後、選考委員会の審査にて資格者を決定する。資格者多数の場合は抽選

提出書類 (申込用紙は都市建設課に備えてあります)

①収入に関する証明書

【給与所得者】○平成26年度課税・非課税証明書
 ○給与証明…勤務先で所定の用紙に、申込前1年間(平成26年6月に申込みをする場合は平成25年6月～平成26年5月)の賞与・各種手当等を含む総支給額を証明してもらう(1年間に満たない方は、その月数分のみを記入してください)

【事業所得者】○平成26年度課税・非課税証明書

○所得申告書…申込前1年間(平成26年6月に申込みをする場合は平成25年6月～平成26年5月)の総所得額

松くい虫防除薬剤散布のお知らせ

松林保護のため、薬剤の散布を下記のとおり実施いたしますので、地域の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いたします。

◆空中散布

日時 7月7日(月) 4:00～6:00
 ※雨天・強風等の場合は順延
 場所 大洗ゴルフ場
 問合せ 財務課 管財係 (内線 223)

大洗観光協会長杯ヨットレース 子供クルーズ体験参加者募集

大洗マリーナ主催、「大洗港監督船 YUUNAGI」による子供クルーズ体験を開催します。これは7月21日(月)に開催される「大洗観光協会長杯ヨットレース」を記念して開催するものです。

対象は小学生～中学生(小学生は保護者同伴)とさせていただきます。参加申込みは、大洗マリーナまで直接ご連絡ください。

日時 7月21日(月・祝)
 会場 茨城県大洗マリーナ (10:00までに受付をお願いいたします。)

乗船 10:30～
 定員 先着10名
 会費 無料
 問合せ 大洗マリーナ利用者協議会事務局 ☎ 267-5993

を記入する(1年間に満たない方は、その月数分のみを記入してください)

※入居する家族の中で収入のある方全員の課税・非課税証明書、給与証明書及び納税完納証明書が必要

- ②収入の無い方のうち、市町村税を課税されている方は、納税完納証明書
- ③同居予定者が婚約者である場合は、婚約証明書
- ④婚約者が退職を予定している場合は、退職見込証明書(事業所・勤務先から)
- ⑤同居予定者全員の住民票
- ⑥「公営住宅における暴力団排除について」に基づく申立書

※提出書類のうち市町村発行の証明書は発行後3ヶ月以内のもの

問合せ 一般財団法人 茨城県住宅管理センター
 市町営住宅課 ☎ 297-8360

第52回茨城県身体障害者スポーツ大会の参加者募集について

身体障害者がスポーツを通じて機能の回復と体力の維持増強を図り、自立と社会参加を促進するとともに、県民の身体障害者に対する理解と認識を深め、交流を広めることを目的とした茨城県身体障害者スポーツ大会が開催されます。参加ご希望の方は下記宛にお申し込みください。

期 日	競 技 名	会 場
9月21日(日) ※荒天の場合、屋外競技に関しては9月23日(火・祝)に延期	陸上競技	笠松運動公園 陸上競技場
	フライングディスク	笠松運動公園 投てき場
	卓球	笠松運動公園 大道場
	サウンドテーブルテニス	県立リハビリテーションセンター 教養室
	アーチェリー	東町運動公園 アーチェリー場
	水泳	笠松運動公園 サブプール

参加資格 県内の身体障害者手帳を所持する満12歳以上の方(平成26年4月1日現在)
 ※内部障害のみの手帳所持者は、膀胱・直腸機能障害のみ

申込期限 7月3日(木)
 申込先 福祉課 社会福祉係 (内線 152)

浄化槽をお使いの皆様へ

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理(保守点検・清掃)と定期検査(法定検査)が必要であり、法律により実施が義務付けられています。

法定検査を受けていないご家庭には、県から受検指導文書が送付されます。また、県から委嘱された「水質保全監視員」が受検指導に伺う場合があります。

適正な維持管理と定期検査を行い、浄化槽を正しく使っていただくよう皆様のご協力をお願いします。

問 合 せ

大洗町生活環境課 (内線 244、245)
 茨城県生活環境部 環境対策課 ☎ 301-2966